

公共建築工事共通費積算基準（令和5年版）の 運用開始について

和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課及び西牟婁振興局建設部建築課（以下、公共建築課等という。）発注の営繕工事に係る共通費算定については、従来、国土交通省大臣官房官庁営繕部の公共建築工事共通費積算基準（H28年改定）を適用していましたが、この度、**適用する基準を公共建築工事共通費積算基準（令和5年改定）に変更し運用開始**いたしますので、お知らせいたします。

○ 適用

営繕工事施工単価表〔令和6年5月改定版〕以降の単価を適用する工事

○ 主な改正内容

- ① 共通仮設費率、現場管理費率の算定式が改定。
- ② 建築工事における監理事務所を設けない場合の共通仮設費率の補正率が、「0.9」から「直接工事費に応じた補正率」に変更。
- ③ 現場労働者用の墜落制止用器具費の計上について、積み上げを廃止。「その他」の率に、墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として1%加算。

○ 改定内容の詳細については国土交通省ホームページをご覧ください。

【国土交通省ホームページ】

https://www.mlit.go.jp/report/press/eizen02_hh_000253.html

○ 留意事項

・ 対象工事について

改定後の基準を適用した営繕工事については、入札公告添付書類等に適用する旨を記載します。

なお、公共建築課等以外が発注した工事における改定の適用につきましては、各発注機関へお問い合わせ下さい。